

公 安 委 員 会 説明資料No. 1	九代目酒梅組の指定の確認について	平成26年5月8日 組織犯罪対策企画課
------------------------	------------------	------------------------

1 指定の確認の概要

平成26年3月13日に大阪府公安委員会から、九代目酒梅組（主たる事務所：大阪府、代表する者：吉村三男、構成員：約50人）に対する指定暴力団としての指定について確認請求書を受理。審査専門委員の意見聴取を経て、指定の要件に該当する旨の確認を行うもの。

2 指定の要件に該当すると認める理由

(1) 実質目的要件（暴力団対策法第3条第1号）該当性

以下を踏まえ、九代目酒梅組は、資金獲得活動のため、同団体の威力をその暴力団員に利用させ、又は利用することを容認することを実質上の目的とするものと認められる。

ア 威力を利用した資金獲得活動

前回の指定の効力発生日以降も、九代目酒梅組の暴力団員は、同団体の威力を利用して資金獲得活動を行っており、多数の者が賭博開張図利等により検挙され、又は暴力的 requirement 行為により中止命令を受けている。

イ 審査専門委員の意見

いずれの審査専門委員からも、九代目酒梅組は実質目的要件を満たす旨の意見が提出された。

(2) 犯罪経歴保有者要件（同条第2号）該当性

九代目酒梅組の全暴力団員の数に占める犯罪経歴保有者数の比率が、暴力団対策法施行令で定める比率を超えている。

(3) 階層組織性要件（同条第3号）該当性

九代目酒梅組は、代表する者の統制の下、運営を支配する地位の階層、指示又は命令できる地位の階層及びその他の地位の階層を有し、階層的に構成されている団体である。

3 今後の予定

(1) 5月8日 国家公安委員会による確認

大阪府の公安委員会へ確認結果通知書を送付

(2) 5月19日 官報公示、九代目酒梅組へ指定通知書を送達

(3) 5月26日 九代目酒梅組の指定の効力発生

公安委員会 説明資料No. 2	平成26年春の勲章伝達式等 について	平成26年5月8日 首席監察官
--------------------	-----------------------	--------------------

1 勲章伝達式の日時、場所、出席予定者

- 平成26年5月12日(月)午前10時30分から午前11時10分まで
- グランドアーク半蔵門
- 出席予定者 177名 (受章者98名、配偶者79名)

2 勲章受章状況

(1) 受章者 1, 939名

(2) 内訳

○ 元警察職員 1, 925名

○ 民間 14名

県公安委員会委員長6名、防犯協会役員3名、交通安全協会役員3名

警備業協会役員1名、警察嘱託医1名

○ 勲等別 ※()内は危険業務従事者叙勲

瑞宝中綬章 3名

旭日小綬章 4名

瑞宝小綬章 61名

旭日双光章 8名

瑞宝双光章 1, 058名 (1, 051名)

瑞宝单光章 805名 (789名)

(3) 受章者平均年齢 (元警察職員)

○ 全体 71.3歳

春秋叙勲 78.1歳

危険業務従事者叙勲 71.0歳

1 発生状況

平成26年4月12日、熊本県球磨郡多良木町の農場で鶏約200羽が死んでいるのが発見され、鑑定の結果、高病原性鳥インフルエンザ（H5亜型）であることが判明。飼養者が同一の同郡相良村の農場の鶏についても陽性反応検出。

2 警察の対応

(1) 警察庁の対応

4月13日午前8時30分、警察庁に「警察庁対策室」を設置。

各都道府県警察に対し、関連情報の収集、防疫措置の支援、交通規制等の諸対策の実施を指示。

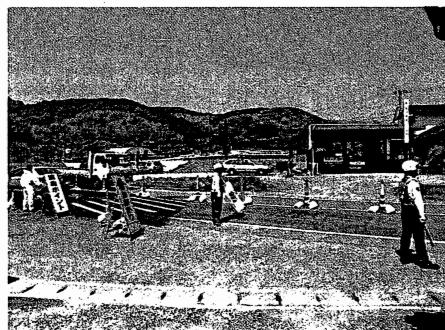
(2) 熊本県警察の対応

4月12日午後11時30分、「熊本県警察高病原性鳥インフルエンザ対策本部」を設置。

県による防疫措置の支援として、主要道路に設置された消毒ポイント19か所において、警戒活動を24時間体制で実施。

〔噴霧器使用 6か所 警察官各2名の固定警戒
消毒プール 13か所 パトカー約20台が流動警戒〕

機動隊員を含む延べ1,112名の警察官が出動



3 政府等の対応

4月13日午前8時30分、総理官邸内危機管理センターに情報連絡室を設置し、同日午前11時、内閣官房長官を長とする鳥インフルエンザ関係閣僚会議を開催。熊本県は、同日午前9時30分、知事を長とする熊本県鳥インフルエンザ防疫対策本部を設置し、消毒ポイント設置箇所の選定、移動制限区域等の設定等を実施。14日までに、両農場の鶏約11万2千羽を殺処分。16日までに両農場における防疫措置を完了。

その後、5月1日に搬出制限区域（半径3kmから10km以内）が解除され、5月8日午前0時に移動制限区域（半径3km以内）も解除された。

公安委員会

平成25年度の狩猟期間中における獵銃等

平成26年5月8日

説明資料No.4

による人身事故の発生状況について

保安課

1 人身事故の発生状況

区分＼年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	前年度比
発生件数	32	19	15	20	10	19	+9
死傷者数	34	19	15	20	10	20	+10
死者	8	4	3	3	2	5	+3
重傷者	14	5	7	12	7	10	+3
軽傷者	12	10	5	5	1	5	+4

※ 一般的な狩猟期間は、北海道以外の地域では毎年11月15日から翌年2月15日まで、北海道は毎年10月1日から翌年1月31日までであるが、環境大臣又は都道府県知事により、狩猟鳥獣の種類や場所を定めて、延長又は短縮されることがあり、本年最も遅くまで狩猟が認められたのは、北海道西興部村の4月15日である。

※ 都道府県警察から報告のあった狩猟期間中の事故を集計したもの。

2 人身事故の特徴

- (1) 原因は、矢先の安全不確認（7件）、獲物と間違えての誤射（4件）及び暴発（8件）で、加害者死亡等により詳細が判明しないものを除き、いずれも銃猟の基本的事項が守られていなかったことによるもの。
- (2) 19件中14件が60歳以上の所持許可者によるもの、また10件が獵銃所持歴が30年以上の所持許可者によるもの。
- (3) 被害者は、同行ハンター等が11人と最も多いため、狩猟と無関係の第三者の被害が3件あり、うち1件は被害者死亡。
- (4) 対象鳥獣別では、シカ及びイノシシの大物獵中の事故が13件（68.4%）、ウサギ及びキジ等の小物獵中の事故が6件（31.6%）。

3 人身事故の防止対策

- (1) 「銃砲の全国一斉検査の実施について（課長通達）」を発出し、4月、5月の2か月間、全国一斉に実施される銃砲の検査時において、所持許可者一人一人に対し事故防止に関する具体的指導を実施するよう指示。
- (2) 事故の発生原因を分かりやすく伝えるため、最近における狩猟事故等の実例を取りまとめた資料を各都道府県警察に配布し、獵銃等講習会において活用するよう指導。
- (3) 獵銃等講習会における教材として、事故事例を基に狩猟場を再現し、発砲の可否を受講者に判断させるDVD教材を作成し、各都道府県警察に配布予定。

公 安 委 員 会	法制審議会「新時代の刑事司法制度特別部会」における事務当局試案について	平成26年5月8日 刑 事 企 画 課
説明資料No. 5		

1 経緯

- 法制審議会「新時代の刑事司法制度特別部会」（別添1）設置。
(平成23年6月6日)
- 第19回会議において、「時代に即した新たな刑事司法制度の基本構想」を取りまとめ。各検討項目について専門的・技術的な検討を行うため2つの作業分科会を設置。
(平成25年1月29日)
- 第23回会議において、各作業分科会が作成した「制度設計に関するたたき台」の提示。
(平成26年2月14日)
- 第26回会議において、事務局が作成した「事務当局試案」（別添2）の提示。
(同年4月30日)

2 事務当局試案の概要

- 1 取調べの録音・録画制度
- 2 犯罪事実の解明による刑の減輕制度、捜査・公判協力型協議・合意制度、刑事免責制度
- 3 通信傍受の合理化・効率化
- 4 身柄拘束に関する判断の在り方についての規定
- 5 被疑者国選弁護制度の拡充、弁護人の選任に係る事項の教示
- 6 証拠の一覧表の交付制度、公判前整理手続の請求権、類型証拠の対象拡大
- 7 ビデオリンク方式による証人尋問の拡充、証人の氏名・住居の開示に係る代替措置、公開の法廷における証人の氏名等の秘匿
- 8 公判廷に顕出される証拠が真正なものであることを担保するための方策等
- 9 自白事件を簡易迅速に処理するための方策

3 今後の予定

事務当局試案を基に部会において取りまとめに向けた更なる検討を行い、部会及び総会の議決を経て、要綱案が答申される見込み。

公 安 委 員 会	警察職員宿舎におけるカセットボンベ使用 爆発事件の検挙について	平成26年5月8日
説明資料No. 6		捜 査 第 一 課

北海道警察は、本年4月30日、札幌市北区内の警察職員宿舎においてカセットボンベを破裂させ、同宿舎の窓ガラス等を損壊させるなどした爆発事件の被疑者を逮捕した。

1 被疑者

北海道札幌市 居住

() 51歳

2 事業の概要

被疑者は、4月3日深夜、札幌市北区内所在の警察職員宿舎内に、数千本の釘とカセットボンベを置き、同カセットボンベを破裂させ、同宿舎の窓ガラス等を損壊させたものである。

3 捜査の経緯

- (1) 本年1月下旬以降、札幌方面北警察署管内の警察施設や大規模小売店舗等5か所において、同種手口によるカセットボンベ使用の爆発事件等が発生。
- (2) 5件目について、所要の捜査を推進した結果、被疑者が浮上し、4月30日、激発物破裂罪で通常逮捕。

4 今後の方針

北海道警察において、一連の事件との関連を含め、事業の全容解明に向け、鋭意捜査を進めていく方針。

1 「ゾーン30」の推進状況

(1) 平成25年度末までの整備状況

生活道路における歩行者等の安全を確保するため、道路管理者と連携して、最高速度30km/hの区域規制や路側帯の設置・拡幅を実施するとともに、物理的デバイス等の設置等の対策により、区域内における速度抑制や通過交通の抑制・排除を図る「ゾーン30」を推進している。

(別添)

平成25年度末までの整備状況は以下のとおり。

年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	累計
整備箇所数	57	398	656	1,111

(2) 「ゾーン30」の効果検証の例

埼玉県警察が、平成24年度に整備した21箇所について、整備後6ヶ月間（平成25年4月～9月）の効果検証を実施した結果は以下のとおり。

○ 交通事故発生状況

- ・ 人身事故 44件→31件 (-13件、-29.5%)
- ・ 物損事故 149件→129件 (-20件、-13.4%)

○ 平均速度の変化（サンプル調査）

- ・ 35.6km/h→32.6km/h (-3.0km/h、-8.5%)

○ 交通量の変化（サンプル調査）

- ・ 流入交通量 7,189台→7,047台 (-142台、-2.0%)
- ・ 流出交通量 8,575台→8,422台 (-153台、-1.8%)

(3) 今後の予定

各都道府県警察は、引き続き道路管理者と連携して、平成28年度末までに合わせて3,134箇所を整備する予定

2 交通指導取締りの推進状況

(1) 交差点関連違反等の取締り状況

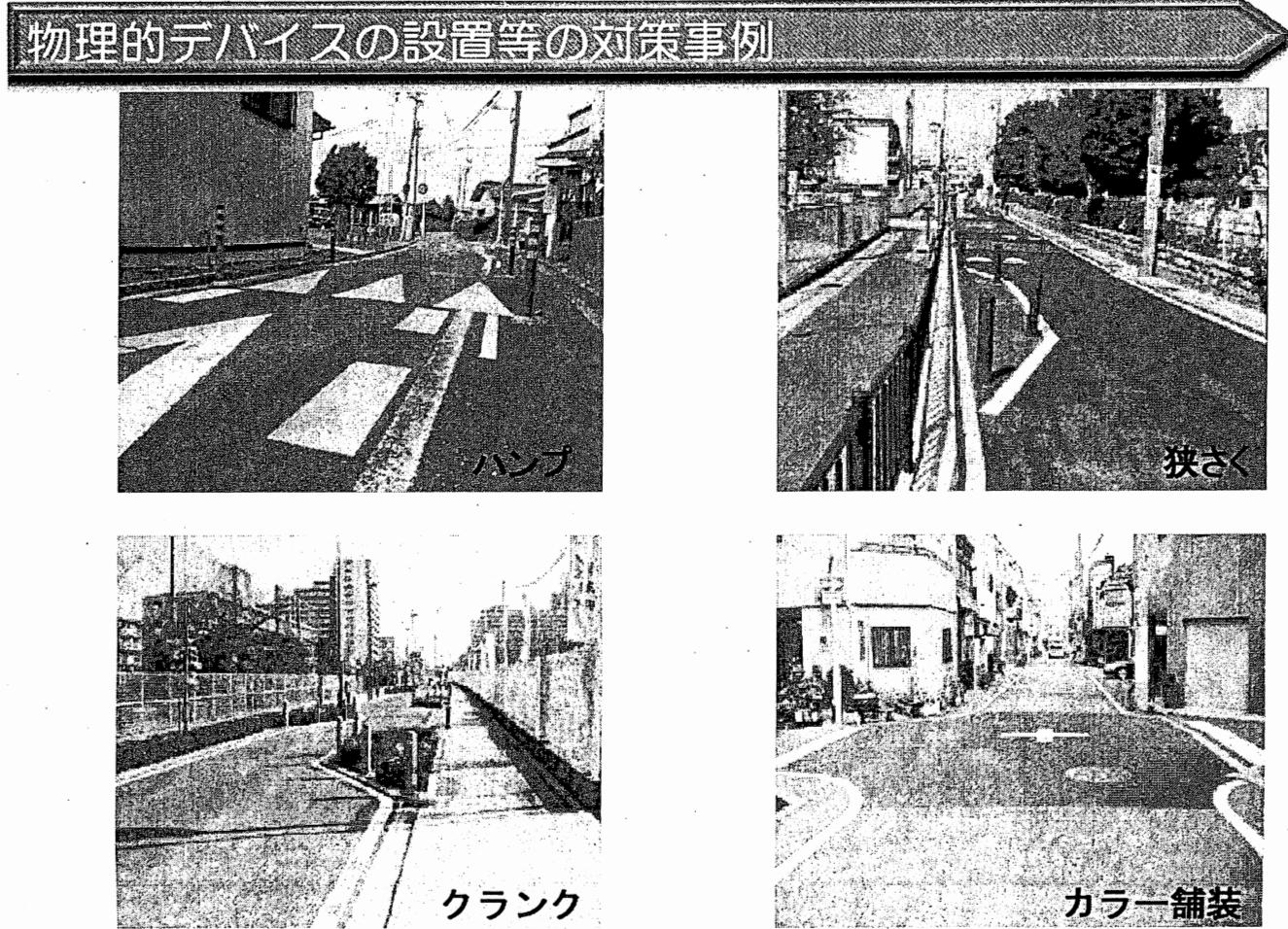
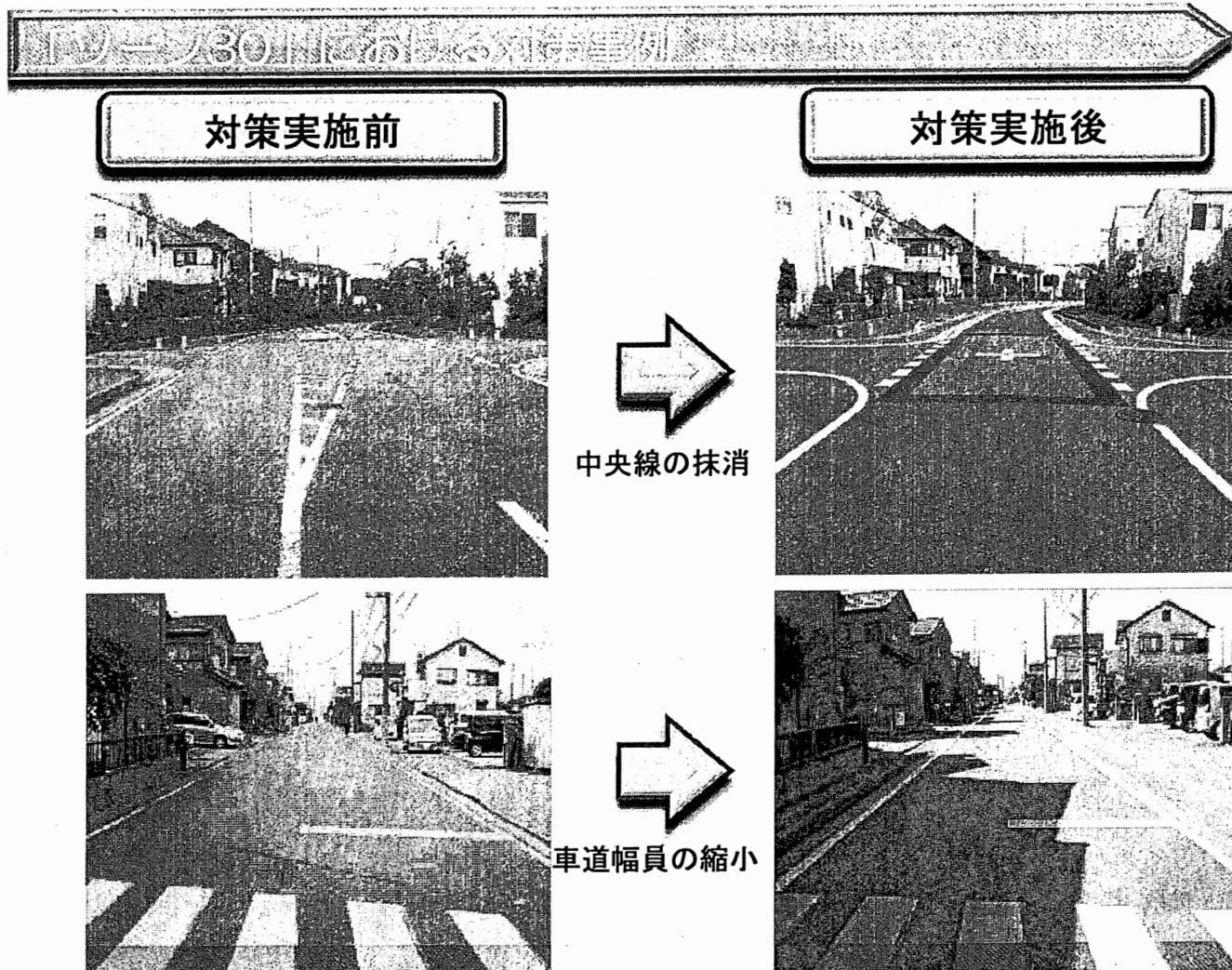
生活道路の安全確保の観点を踏まえ、交差点関連違反（信号無視、歩行者妨害、一時不停止）及び通行禁止違反に重点指向した取締りを実施
過去3年間の取締りの推移

	平成23年	平成24年	平成25年
告知・送致件数	7,844,013	7,804,828	7,442,124
うち交差点関連違反	1,886,632	2,009,353	2,015,661
うち通行禁止違反	761,986	795,348	785,250
告知・送致件数に占める割合	33.8%	35.9%	37.6%

※ 告知・送致件数とは、取締り総件数から点数告知件数及び放置違反金納付命令件数を除いたもの。

(2) 今後の予定

交通事故分析等に基づく事故抑止に資する組織的な指導取締りを推進



公 安 委 員 会 説明資料No. 8	平成25年度中の警衛実施状況について	平成26年5月8日 警 備 課
------------------------	--------------------	--------------------

1 平成25年度中の主な行幸啓

- (1) 第64回全国植樹祭(5月25日～27日：鳥取県)
- (2) 第68回国民体育大会(開会式9月28日：東京都)
- (3) 第33回全国豊かな海づくり大会(10月26日～28日：熊本県)
- (4) 東日本大震災被災地御訪問(7月4日～5日：岩手)
- (5) 私的御旅行(4月15日～16日：長野県、7月22日～23日：福島県)
- (6) 神宮御参拝(3月25日～28日：三重県)
- (7) 外国御訪問(11月30日～12月6日：インド国)

2 平成25年度中の主な行啓

- (1) 第24回全国「みどりの愛護」のつどい(5月17日～19日：三重県)
- (2) 第28回国民文化祭(6月30日～7月1日：山梨県)
- (3) 第49回献血運動推進全国大会(7月4日～5日：福岡県)
- (4) 平成25年度全国高等学校総合体育大会(7月26日～29日：大分県)
- (5) 第16回日本ジャンボリー(8月3日～4日：山口県)
- (6) 第13回全国障害者スポーツ大会(開会式10月12日：東京都)
- (7) 第16回全国農業担い手サミット(10月29日～30日：石川県)
- (8) 第37回全国育樹祭(11月16日～17日：埼玉県)
- (9) 東日本大震災被災地御訪問(8月20日：宮城県、9月22日：福島県、11月1日～2日：岩手県)
- (10) 外国御訪問(4月28日～5月3日：オランダ国、6月10日～16日：スペイン国、12月9日～11日：南アフリカ共和国)

3 特徴点等

- (1) 天皇皇后両陛下のインド国御訪問
両陛下のインド国への御訪問は、昭和50年以来、4回目(御即位後初、歴代天皇としても初めての御訪問)、38年ぶりであった。
- (2) 天皇皇后両陛下の私的御旅行
御公務とは別に、私的御旅行という新たな位置付けの地方行幸啓が加わった。
- (3) 大雨等による御日程の変更
大雨に伴う浸水被害と県民の避難状況等を踏まえた御日程の変更(福島県行幸啓)や、警衛本番前の記録的豪雨に伴う被害の発生等を踏まえた御日程の変更(山口県行啓)に際し、適切に対応して警衛を完遂した。